

TOKYO PRO-BOND Market における各種開示情報の掲載方法等の一部見直しについて

平成25年3月26日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

TOKYO PRO-BOND Market は、開設から一定の期間が経過し、これまでに複数の上場実績を積み重ねてきました。今般、プログラム上場を行う者、新規上場申請者及び上場債券の発行者（以下「発行者等」という。）の利便性を向上させることで、同市場のより一層の発展を図る観点から、当取引所が発行者等に対して求めている、当該者の情報を掲載するウェブサイトにおける各種開示情報の掲載義務及び格付に関する情報の特定証券情報への記載内容について、以下のとおり見直しを行うことといたします。

II 制度概要

項 目	内 容	備 考
1. 発行者等のウェブサイトへの各種開示情報の掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・ TOKYO PRO-BOND Market における各種開示情報の発行者等のウェブサイトへの掲載について、努力義務とします。 ・ なお、これまでどおり発行者等は、各種開示情報の公表方法として、 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当取引所のウェブサイトへの掲載 (2) 発行者等のウェブサイトへの掲載 を選択できますが、(2)による公表をした場合は、速やかに、当該開示情報に係る公表書類を当取引所に提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、提出された当該公表書類を速やかに当取引所のウェブサイトに掲載します。
2. 取得格付の掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別記第8号様式 「第一部【証券情報】」における「1 【新規発行者債】」「取得格付」欄の名称を「格付に関する情報」に変更し、当該欄には格付業者の名称の記載を求めることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債券又は債券に係るプログラム情報に係る取得格付について、発行者等のウェブサイトへの掲載を努力義務とします。

項 目	内 容	備 考
3. その他	・ その他所要の整備を行います。	

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・ 平成25年5月を目途に実施します。

以 上